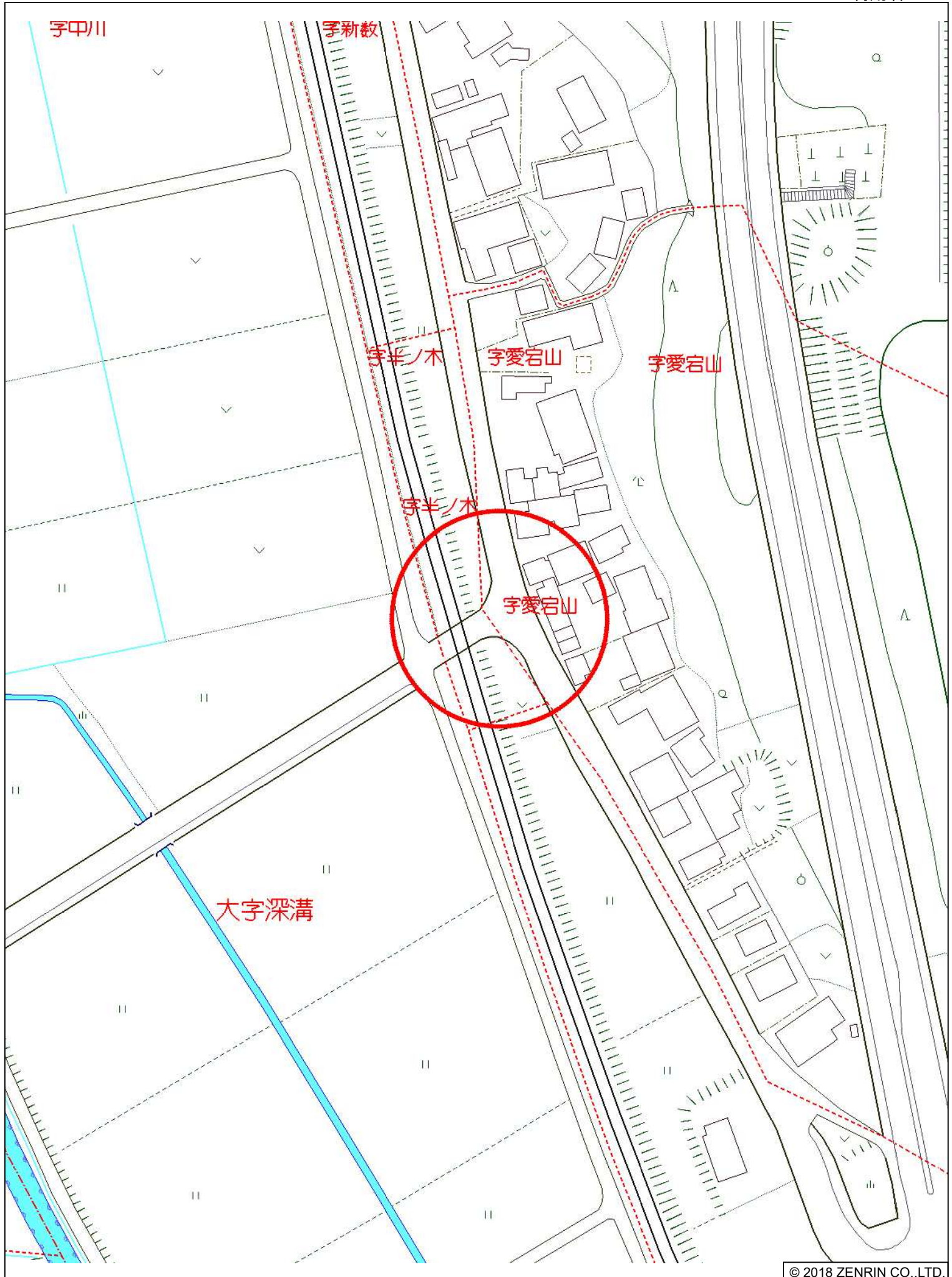


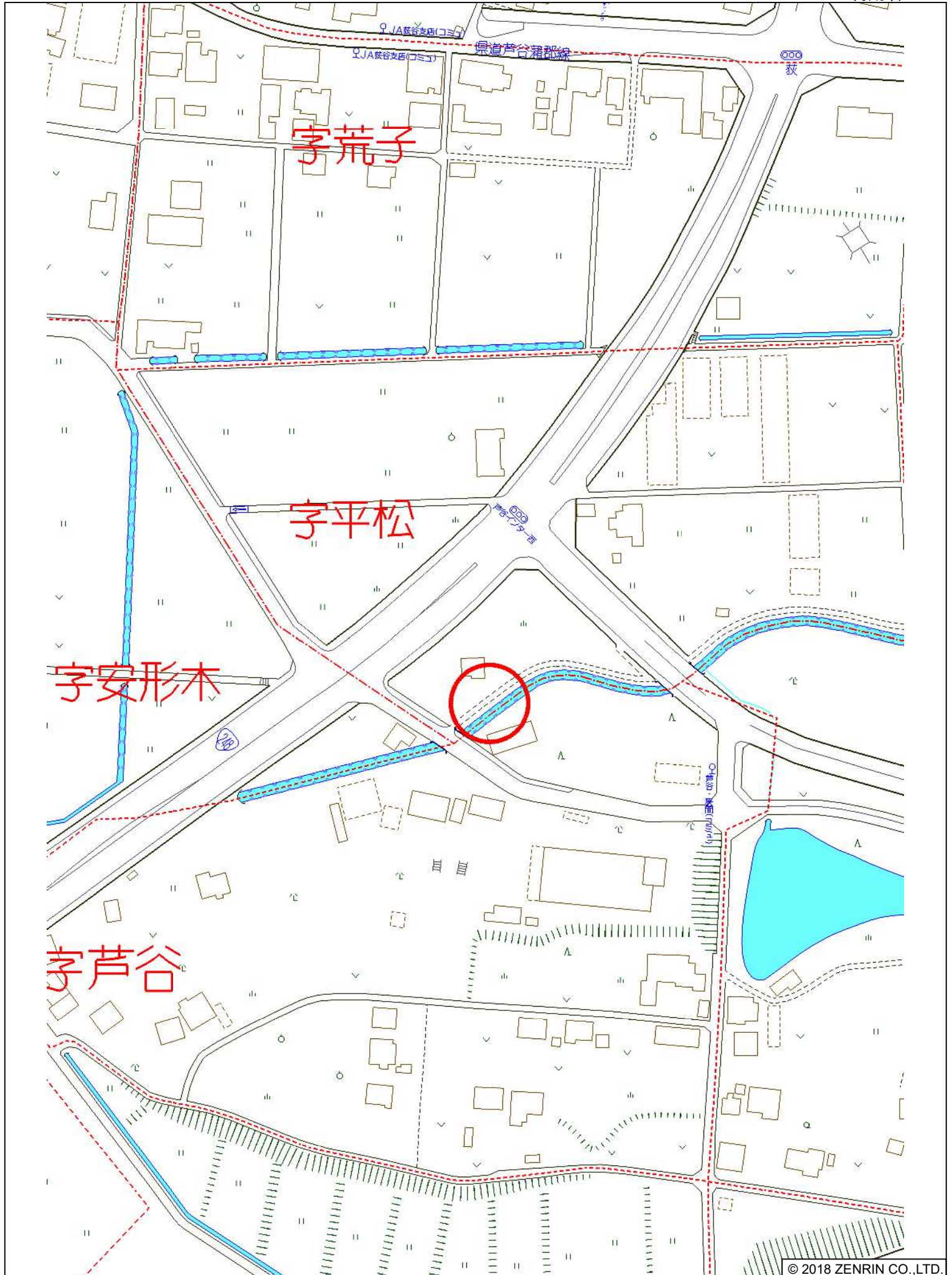
幸田町大字坂崎字神宮司付近



幸田町大字坂崎字丸池付近



幸田町大字深溝字半ノ木付近



幸田町大字荻字平松付近

別紙 7



「野焼き」は禁止！回覧



野焼きとは、一定の焼却設備を使わずに、ごみ等の廃棄物をそのまま燃やしてしまう行為のことです。屋外での野焼きは、例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や県条例で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられる場合があります。

禁止じゃない例外とは

29.5.-5



たき火、落ち葉の焼却

(たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる草や木などの焼却であって軽微な場合)



焼き畑・畔の草の焼却

(農業・林業を営むためにやむを得ない場合)



しめ縄・門松等を焚く、塔婆の供養焼却

(風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な場合)

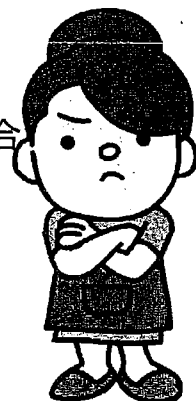


国または地方公共団体が施設管理に必要な場合



震災・風水害・その他の災害の予防、応急対策または復旧に必要な場合

でもでもちよつと待って!



近隣の迷惑となるものは、やめましょう。

「ぜんそくなどの疾患には、煙が辛い！」

「部屋の中が臭くなるから、窓があけられない！」

「洗濯物が臭くなるから、外に干せない！」

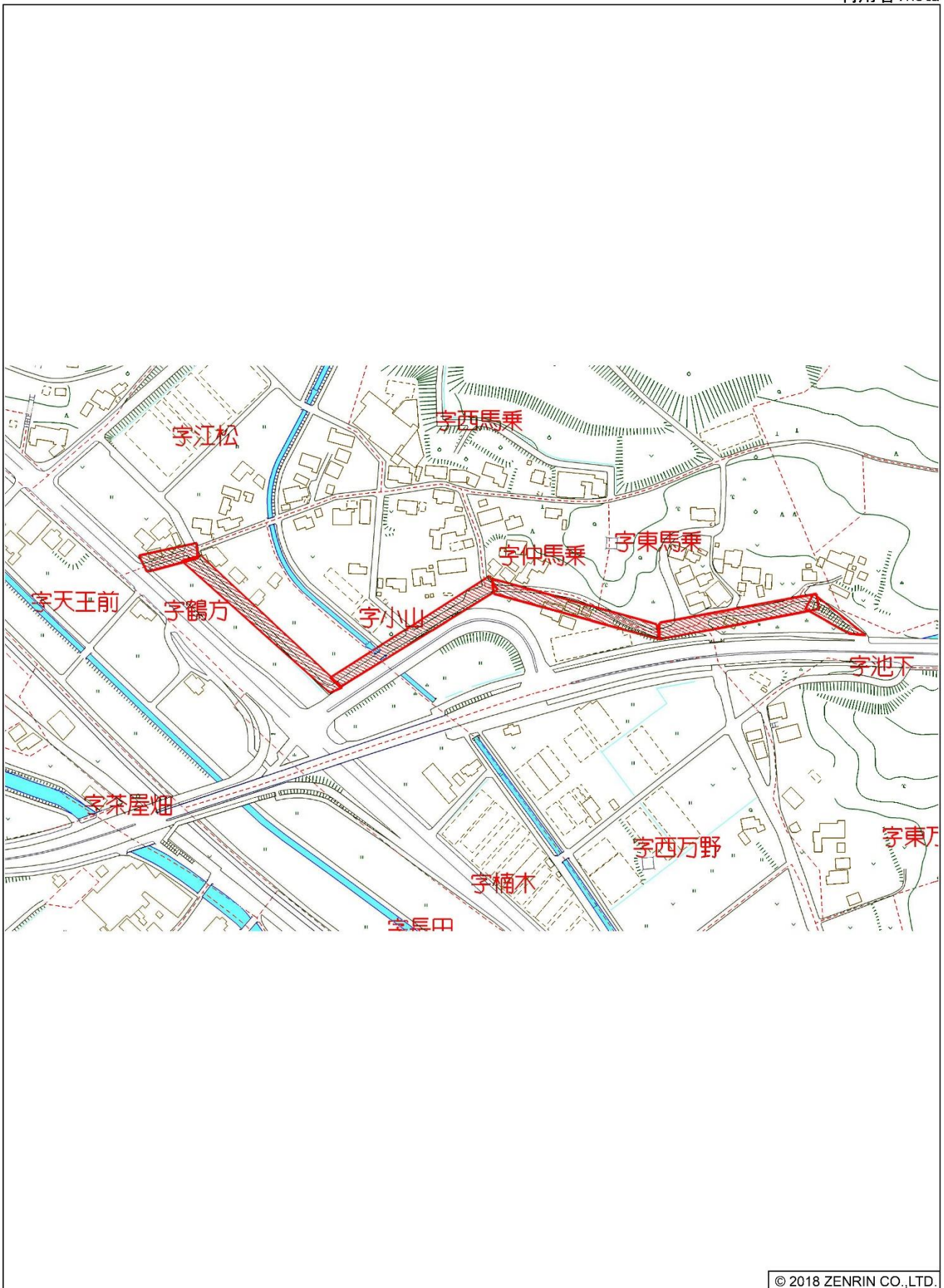
「天気がいいのに、布団が干せない！」

このような迷惑が、かかっているのも事実です。

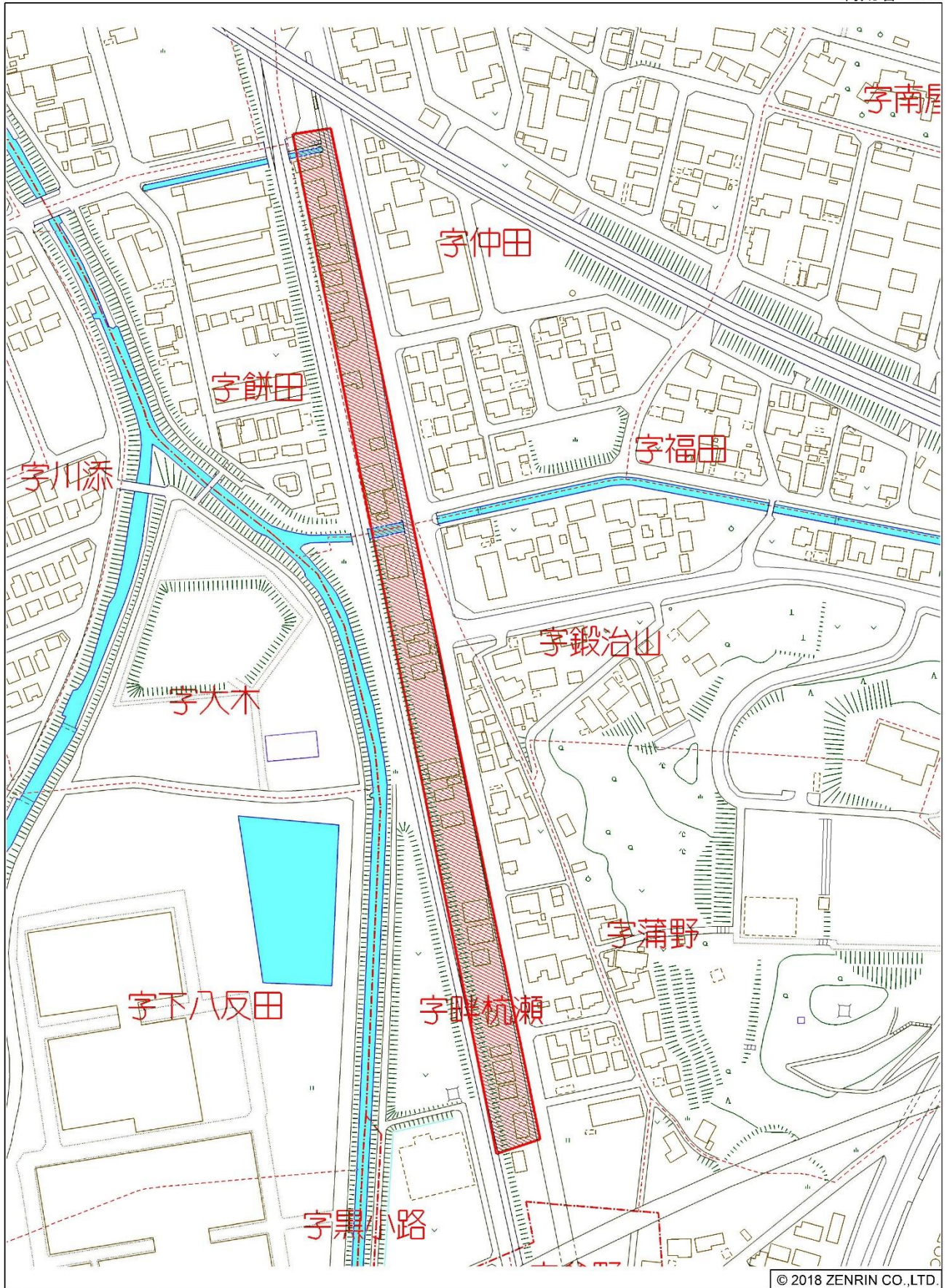
住みやすいまちは、マナーから



畑や庭から出た草木は、なるべく土に還しましょう。



© 2018 ZENRIN CO.,LTD.



幸田町大字芦谷字鍛冶山付近